

四日市看護医療大学

平成 24 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 25 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

四日市看護医療大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、四日市看護医療大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神を踏まえた大学の基本理念として、「人間重視を根幹とした教育研究の実践、高度な知識・技術の教授と研究、地域社会への積極的貢献」の三つを掲げるとともに、学則第1条では、この基本理念に基づいた人材養成の目標を明確に定めている。更に学士課程、大学院課程別に、養成しようとする具体的な人材像を定めている。これらは学生便覧、ホームページなどにわかりやすく示され内外に周知されている。

また、これらの使命・目的などは大学の教育研究組織の構成やディプロマポリシーなど三つのポリシーに適切に反映されることにより教職員全員に共有されるとともに、役職員については学内各種審議機関におけるこれらの審議への参加を通じて目的・使命などへの十分な理解と支持を得ているものと理解される。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーを踏まえた入試区分によって多様な選抜を行い、適正な入学者を確保している。平成24(2012)年度のカリキュラム改訂で、七つの達成目標を設定し、これを五つのカリキュラム区分に分け、授業科目の位置付けをわかりやすくするとともに、先修条件を設け、進級の条件を設定するなど、履修の体系化を図っている。

学生の学修・生活支援についてはアドバイザー制度が有効に活用されている。実施が見送られているオフィスアワーについては早急な検討が望まれる。専門的職業を目指す学部からキャリア教育には注力されており、4年間を通じて行われる臨地実習もキャリア教育としての役割も果たしている。

学修の成果に関しては、国家試験の結果や就職状況が重要な評価指標となり得るが、学生調査を活用した直接的な評価方法についても工夫・研究することが望ましい。なお、授業評価などの結果が個々の教員の対応にとどまることなく、大学としての教育改善に生かされるよう組織的な対応を工夫する必要がある。

教育目的、教育課程に即し必要な教員数が確保され、適切に配置されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

学園綱領及び法人の基本理念と経営方針に則り、環境、安全、人権、危機管理及び情報開示などの組織倫理に関連する諸規定は整備され、適切に運用されている。また、大学の使命・目的の実現に向け、中期経営計画及び財政改善計画に基づいた継続的努力がなされている。

関係法令に基づいて、法人、大学の運営に関する諸規定が制定されているが、規定内容

と実態の齟齬が見られるなどの問題もあり、規定類の整備が必要である。学校法人運営の機動性と円滑化のために常任理事会を置き、また外部理事として民間企業の現役経営者を委嘱している。

学長は教授会を主宰するとともに主要な専門委員会の委員長も務めることにより、教学の重要事項の決定にリーダーシップを発揮しており、副学長、企画部長などは学長の補佐機関としてこれをサポートしている。学長のほか、大学の役職員に理事長、常務理事を加えた大学運営委員会が置かれ、大学の重要事項については、この委員会で法人側と大学側が協議して決定しており、このことは意思決定の円滑と適切性の確保に大きく寄与している。

「暁学園財政改善計画」に基づき、かつ、第三者機関である「暁学園財政評価検討委員会」による検証、助言により、平成 25(2013)年度収支均衡に向けて財政基盤の確立を図っている。

会計処理は学校法人会計基準及び「暁学園経理規程」に基づき適正に行われている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

開学当初の平成 19(2007)年度に自己点検・評価の実施に関する諸規定が制定され、学長を委員長とする自己点検・評価委員会が設置されたが、その後必ずしも規定に沿って実施されておらず、定期的な評価と改善の一貫した体制が構築されるには至っていない。PDCA サイクルの全学的な仕組みとその機能性の確立を目指して早急な改善を図る必要がある。

総じて、専門分野の特質を踏まえ、公私協力方式のメリットを生かした法人運営により、大学としての特色、個性を明瞭にするとともに、財政基盤の安定化に向けて改善に努めている。一方で、教学のマネジメントの面では、大学としての目標と計画の明確化、取り組みの組織化が必ずしも十分ではない面が見受けられる。また、管理運営については、各種審議機関の相互の権限と責任の分担関係の不明確さや、関係規定の整備と運用に精緻さを欠くものも見受けられた。今後、自己点検・評価を軸とした経営サイクルを確立し、これらの問題点の着実な改善が進められることを期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取り組みとして設定されている、「基準 A. 産業看護分野の研究と発展への貢献」「基準 B. 地域社会への貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神「人間たれ」を踏まえた大学の基本理念として、「人間重視を根幹とした教育研究の実践、高度な知識・技術の教授と研究、地域社会への積極的な貢献」の三つを掲げている。また、人材養成に係る大学の使命については、学則第 1 条において、「看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、併せて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を養成すること」と明確に定めている。また、養成しようとする人材像については、学士課程 7 項目、大学院課程 5 項目の具体的人材像を定め、学生便覧、ホームページなどに明示している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

基本理念の一つとして地域貢献を掲げており、地域の特性に対応して産業看護研究センターを設置するなどにより、地域の看護人材の養成や健康と福祉の増進に貢献している。

使命・目的及び教育目的は、学則、大学院学則などにおいて、関係法令に則り適切に定められている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的の策定については、設置認可申請書の作成にあたり学長、副学長が関与・参画しており、評議員会・理事会に諮られ決定されている。また、大学の使命・目的及び教育目的は、学則、学生便覧、ホームページなどに明示するとともに、教

育後援会及び公開講座などを通して教職員、学生、保護者、受験生、そのほかの研究機関、四日市市及び市民に対して周知しており、役職員のみでなく、学生をはじめ地域の関係者の理解と支持を得ているものと理解される。

大学の使命・目的及び教育目的は、中期経営計画に反映されているとともに、ディプロマポリシーなど三つのポリシーとの整合性も適切である。

有数の産業集積地である地域の特質に対応して産業看護の教育研究を重視する地域密着型の大学を目指しており、このため教育研究組織としては、看護学部・大学院看護学研究科を置くとともに、研究成果を地域に還元するための産業看護研究センターを設置している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神に基づく入学者受入れ方針（アドミッションポリシー）は、ホームページ、学生募集要項に明記し、オープンキャンパスなどの機会を通じて周知している。

入試委員会、入試実施作業部会及び入試判定教授会の適切な実施体制のもとで、推薦入学試験、学力入学試験、大学入試センター利用入学試験及び社会人等特別選抜入試などの入試区分により志願者の多様性に応じた選抜を行っている。

平成 20(2008)年度以降、適正な入学者数を確保し、また大学院においても入学定員を充足している。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

先修条件の設定により科目履修の体系的に配慮している。教育的効果を考慮したグループ編制や人数編制を行っている。また、教室外学修の指示などについてシラバスに明示している。

教育目的に基づき、産業看護の教育と研究に力点を置き、教育内容を充実させて、建学の特色をカリキュラムに反映している。新カリキュラムでは、五つのカリキュラム区分と七つの達成目標を設定し、それぞれ授業科目を配置し、学年ごとの到達目標を定めており、各授業科目の位置付けは学生に理解しやすくなっている。

大学院については教育理念・目的に基づき、教育・研究者育成の修士論文コースと小児看護、慢性疾患看護及び急性・重症患者看護の専門看護師(CNS)コースを設定している。

【参考意見】

○CAP 制について、必修科目の多いカリキュラム編成の関係などから難しさがあることは理解できるが、学生の学修の質の担保のためにも導入を検討されたい。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学生への学修支援及び授業支援については、教務委員会、学生委員会、実習委員会及び学生支援センターを中心に教職員が協働し、全学的に取り組んでいる。新入生オリエンテーション時にアドバイザー教員を発表し、アドバイザー教員と学生間でグループミーティングを実施し、アドバイザー教員が学修上、学生生活上の相談窓口となっている。また、各学期でアドバイザーミーティングを実施し、学生に対応している。休学者・退学者については、アドバイザー教員又は学生支援センター長が個別面談を行い対応している。

学部においては、オフィスアワー制度が未整備状態であるが、大学院では平成 24(2012)年度からオフィスアワー制度を導入し、その内容をシラバスに明記している。

【参考意見】

○学部におけるオフィスアワー制度の実施について、早急に検討されたい。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級、卒業及び修了の認定などについては、「四日市看護医療大学学則」「四日市看護医療大学大学院学則」及び「四日市看護医療大学履修及び試験規則」に認定基準が明確に定められている。また、基準の運用状況についても、厳正さを保つ一方、再挑戦の道を用意するなどの配慮をしている。単位認定、進級制度については、四日市看護医療大学学生便覧、シラバスに明示されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

専門的職業を目指すという目標の明確な学部であり、教育課程内外を通してキャリア教育に注力されている。1年次から4年次まで教育課程内の授業科目として臨地実習を実施しており、キャリア教育に関連している。

就職・進学に対する相談・助言体制については、学生支援センター及び学生委員会を設置し、アドバイザー教員や授業課が関わるなど、教職員の適切な配置により運営されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

平成 23(2011)年度授業に関するアンケート、平成 23(2011)年前期・後期大学院授業評価調査及び実習評価が実施されており、結果を教員や学生にフィードバックしている。

これらの結果を分析し、教育内容や方法及び学修指導の改善につなげる取組みについては、大学としての組織的な仕組みの構築までには至っていないものの、個々の教員レベルでは行われている。

【参考意見】

○授業評価アンケートなどが実施されているが、その結果の活用が個々の教員レベルでの対応にとどまっていることから、教育目標達成状況の点検、評価について大学としての組織的な取組みが望まれる。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活満足度調査が定期的実施され、その結果を踏まえ、学生の要望に応じたきめ細かな対応がなされている。アドバイザー制度のほか、教学課、教務委員会及び学生委員会などと連携した学生生活支援の取組みが実施されている。

保健室や学生相談室については、スタッフの配置や開室時間などの更なる充実が求められる。

学生支援センター内に職員 2 人を配置して、奨学金など学生に対する経済的な支援や学生の課外活動への支援を行っている。また、奨学金については「四日市看護医療大学育成会看護師等確保対策奨学金」など、多様な制度を取入れ修学支援が行われている。

【参考意見】

○保健室及び学生相談室は、アドバイザー教員とは違う機能や役割があるので、学生がより利用しやすいように、保健室についてはスタッフの常駐、学生相談室については開室時間の延長などを検討することが望まれる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教育目的及び教育課程に即した教員を確保し、適切に配置している。人事制度については、「四日市看護医療大学専任教員等採用選考規程」「四日市看護医療大学専任教員等昇任審査規程」などを定め、「翌年度に係る教員等配置計画書」を作成し、適切に審査・選考している。

FD 委員会、研究科 FD 担当者会議が設置され、研修会を通して教員の資質・能力向上に取り組んでいる。平成 20(2008)年度からは教員が自らを振り返る機会として「自己評価リスト」を配付しており、平成 23(2011)年度からは学生についても同様のリストを作成し、配付している。

教養教育を含め、授業内容については、年度ごとに教務委員会で協議し、学科会議で審議を行い、授業内容の統一と質の保証を行っている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

施設の管理、使用などについては、「四日市看護医療大学施設等管理規程」に明示され、定期的に点検管理が行われ、有効に活用されている。防災、耐震性などは規定に則り、運用されている。学部校舎は、「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」の整備基準に適合している。

パソコンは、台数、利用時間ともに学生の利便性を考慮している。図書館は、所蔵冊数、閲覧座席数など、学生の学修環境が整備されている。また、隣接する四日市大学の図書館の共同利用も可能である。

女子学生が多いことから、女子更衣室や図書館に指紋認証システムと防犯カメラが設置され、セキュリティに留意している。

教育効果を考えて少人数教育、グループごとの学修などが実施されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学園綱領及び法人の基本理念と経営方針に則り、組織倫理に関する諸規定が整備され、

経営の規律と誠実性の維持に努めている。

使命・目的の実現については、中期経営計画及び財政改善計画が策定され、財政評価検討委員会により進捗状況の検証が毎年実施されており、継続的な努力がなされている。

大学の設置、運営に関する法令に基づき、法人・大学の諸規定が制定されているが、不十分な点も見られるので規定の整備について全体的な取り組みが必要である。

省エネルギー対策、ハラスメント対策、安全管理・危機管理、防犯・防災などの環境保全、人権及び安全については、組織及び規定が整備され、適切に機能している。

教育情報・財務情報については、学校教育法施行規則及び私立学校法に基づいて、大学ホームページ上で公表している。また、財務情報については、請求に応じて閲覧できるよう事務所に備付けられている。

【参考意見】

○法人や大学の規定について、規定された内容と現状にかい離が見受けられることや、法令上必要な内容が規定されていない点もあったので、法人や大学運営の充実に向けて、諸規定の再点検を行った上で制定・改正を行うなど、規定の整備が望まれる。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為において理事会を最終的な意思決定機関として位置付け、概ね定例的に開催されている。理事の理事会への出席率も高く、寄附行為、寄附行為施行規則に基づいた審議と意思決定がなされている。理事の選任にあたっては、民間企業の現役経営者を含めるなど、より戦略的な意思決定を可能としている。

寄附行為施行規則に基づき常勤の理事による運営会議を置いているが、新たに学内常任理事（理事長・学長を除く）で構成し、常務理事が統括する常任理事会を組織し、定期的を開催するなど、法人運営の円滑化を図っている。常務理事を選任して、理事長を補佐する体制を整備している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学則に基づき、教育に関する大学の意思決定機関として教授会が組織・運営されるとともに各種委員会などの意思決定組織についても規定に基づき整備され、権限と責任が明確になっており、適切に機能している。

大学の管理運営に関する重要事項は、大学運営委員会において法人側と大学側の協議の上、意思決定することで、迅速かつ的確に大学の意思決定が図れる仕組みができています。

学長は、自ら教員人事審議会などの主要な専門委員会の委員長を務めることにより、リーダーシップが発揮されている。また、副学長、学科長及び研究科長も各種専門委員会の委員長を務めるなど、学長のリーダーシップの発揮を支援している。更に、学長の補佐機能として副学長、企画部長を置くなど企画・調査面でのサポート体制が整備されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人及び大学のコミュニケーションについて、「大学運営委員会」は、学長、副学長、学科長、研究科長、企画部長及び事務局長の大学役職者に加えて理事長、常務理事が構成員となっており、法人・大学が協議し、意思決定する場となっている。また、各管理運営機関のガバナンスの機能性については、法人が設置する各学校からの担当理事が出席しての「常任理事会」を開催することにより相互チェックが働いている。各事務部門の所属長で構成する「事務連絡会議」を設置して、その構成員に企画部長、事務局長が含まれており、「大学運営委員会」と各事務部門との意思疎通も十分図られている。

理事長は、理事会及び大学運営委員会の長であり、常務理事のサポート体制のもとリーダーシップを発揮し、法人及び大学を総理しているとともに、学長は主要な委員会委員長を兼務しており、理事長、学長はリーダーシップを発揮する反面、各種委員会や事務連絡会を通じて、ボトムアップともバランスのとれた運営に配慮している。

【改善を要する点】

○理事会における評議員の推薦手続きが、寄附行為に定められている選出区分どおりに運用されていない点について改善を要する。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

組織編制及び職員の配置については、「学校法人暁学園組織規程」を制定して事務体制を構築し、使命・目的の達成に向けて適切に機能している。業務執行の管理体制とその機能性についても、担当の役員による業務執行体制を構築している。特に学生への教育支援を充実させるために、学科長が「学生支援センター」のセンター長として、教員と職員の連携のもと学生支援に取り組んでいる。

コンソーシアム京都の提供する「大学職員協働研修プログラム」など外部の研修プログラムへの参加の機会を設けており、また学内においては全体研修会を外部から講師を招いて開催して教学や入試に関する知識を習得させるなど、大学職員としての資質・能力の向上に組織的に取り組んでいる。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

法人については、中期経営計画が 5 年ごとに策定され、「暁学園財政改善計画」に基づいた予算編成がなされ、四日市市職員を委員とした第三者機関である「暁学園財政評価検討委員会」による検証・助言に基づき、平成 25(2013)年度の収支均衡に向けて、安定的な財務基盤の確立を図ろうとしている。

大学単独では、開学 3 年目から安定した運営が遂行できており、完成年度を迎えた平成 22(2010)年度においては、帰属収支差額は均衡している。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人暁学園経理規程」に基づき、適正に実施

している。また、会計処理などで疑義が生じた場合は、監査法人や日本私立学校振興・共済事業団の私学経営情報センターなどに相談しながら、適正な会計処理に努めている。

また、会計監査においては、監査法人による会計帳簿類及び決算書類などの定期的な監査を実施し、会計業務内容、予算管理とその執行、内部統制の検証についても監査を実施している。監事による監査においては、理事長との面談により、学校法人業務の適切性など、意見交換も実施されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的に即した大学の個性・特色とする事項に対する自己点検・評価については、「産業看護分野の研究と発展への貢献」及び「地域社会への貢献」を独自の自己点検・評価項目として設定している。

大学開学時の平成 19(2007)年度に自己点検・評価委員会規定及び自己点検・評価作業部会規則を制定し、学長を委員長とする自己点検・評価委員会が設置されており、平成 19(2007)年度及び平成 23(2011)年度に自己点検・評価を実施して自己点検・評価報告書としてまとめている。

自己点検・評価の周期などについては、規定上定められたとおりに実施されていなかったが、定期的かつ確実な実施に向けて取り組んでいる。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

平成 23(2011)年度の自己点検・評価においては、エビデンスとなるデータや資料に基づき自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価に必要な基礎データの収集・分析については、自己点検・評価作業部会が全体を取りまとめたうえで、自己点検・評価委員会で妥当性が検討され、不明な点は確認のうえ最終的にまとめている。

自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表については、自己点検・評価報告書を作成し、教職員に配付することで学内共有を図っている。また、地元自治体及び実習施設などにも配付するとともに大学ホームページに掲載するなど、社会への公表は適切に実施している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の活用のための組織的、全学的な仕組みを構築するには至っていないが、自己点検・評価報告書に基づき、それぞれの教員、法人を含めた担当部署などで内容の確認を行い、各委員会や事務部門において指摘事項や改善点について検討がなされている。また、必要に応じて大学運営委員会、教授会、学科会議及び研究科委員会にも諮りながら、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上のための努力を重ねている。

【改善を要する点】

○自己点検・評価の結果を全学的に共有するとともに、その結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みを早急に構築するよう改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 産業看護分野の研究と発展への貢献

A-1 産業看護の研究

A-1-① 学部・研究科での産業看護研究の推進

A-1-② 産業看護研究センターでの産業看護研究の推進

A-2 産業看護発展への貢献

A-2-① 産官学連携のための体制の整備

A-2-② 市民への産業看護の普及啓発のための体制の整備

【概評】

産業看護の研究と教育を核として、地域社会との協働のもとに地域の福祉と活性化に貢献していることは、大学の特色として優れた取組みである。産業看護研究センターを設置して産業看護教育の意義を検証しており、産業看護研究への取組み、地元の企業からの受託研究や自治体との共同研究の推進など、研究活動や地域貢献活動への積極的な取組みは高く評価できる。

地域の保健師、助産師及び看護師に対する講習会の開催、地域社会における産業看護のシンクタンクとしての積極的な情報発信、三重県との共催による公開講座の開催、出前講座・講習会開催及び共同研究など、市民への普及啓発活動にも努めている。これらの活動は、教育目的に適した産業看護研究の推進活動であると評価する。

大学院教育においても産業看護に関心の高い大学院生を確保し、産業看護の研究と発展に寄与している。大学の学術発展の方向として今後とも維持・充実されるよう期待したい。

基準B. 地域社会への貢献

B-1 地域社会との協力体制

- B-1-① 四日市市との公私協力体制の整備
- B-1-② 地域の保健・医療・福祉機関との協力体制

B-2 生涯学習機会の拠点

- B-2-① 公開講座開催による地域社会への生涯学習機会の用意
- B-2-② リフレッシュ教育による地域社会への生涯学習機会の用意

B-3 人的・物的資源の提供

- B-3-① 大学が持つ人的資源の地域社会への提供
- B-3-② 大学が持つ物的資源の地域社会への提供

【概評】

四日市市の公的資金を受けて設置された経緯から、四日市市とは強固な協力関係が構築されている。具体的には、同市との提携による「四日市看護医療大学育成会看護師等確保対策奨学金」が整備されており、各学年で30人、全体で120人が活用しているほか、市立四日市病院とは、専門基礎科目としての医学の講義をはじめ臨地実習の受入れなど全面的な協力体制が整備されている。また、「安心の地域医療検討委員会」の委員長を学長が務め、訪問看護師養成事業を行って14人の修了生を輩出している。

更に、大学では、「公開講座委員会」を組織し、公開講座を開催するなど地域社会に対して生涯学習の機会を提供している。また、四日市市からの委託を受け、訪問看護師養成事業において大学教員と大学施設を活用することにより、実績を積むことができています。

四日市市、近隣自治体及び三重県などの行政機関からの要請を受け、各種委員会などの会長、委員長及び委員を受諾している。更に、大学図書館を地域の医療関係者などに開放している。そのほか、地域社会との連携を図りながら、大学の持つ人的資源・物的資源の有機的交流が行われている。学生のボランティア活動を含め、地域貢献活動の活性化に取

組んでいることなど数多くの取組みは高く評価できる。

